平成２７年（フ）第１５３号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根246番地　ＰＥＰＯＮＩ246―102
破産者　山岸　君枝
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
埼玉県八潮市大字鶴ヶ曽根246番地　ＰＥＰＯＮＩ246―102
破産者　田中　邦人
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第２２号
京都市山科区西野離宮町36―４　洛東タクシー社員寮、住民票上の住所大阪府茨木市山手台４丁目６番４―308号
破産者　芝　　弘次
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７号
山口県萩市大字椿東395番地13
破産者　山根　満明
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２６年（フ）第６９２号
福岡県糸島市荻浦624番地３、住民票上の住所福岡県糸島市荻浦624番地１
破産者　王野美智子
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５６４号
福岡県春日市宝町３丁目11番地１　第１ハイタウン春日306号
破産者　中山　吉夫
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２６号
福岡市東区下原１丁目25番26号
破産者　森野　千秋
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３１号
福岡市博多区千代１丁目１―55　アットホーム福岡、住民票上の住所福岡市中央区草香江１丁目７番13―601号
破産者　河合　道子
1　決定年月日　平成27年７月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２７２号
仙台市若林区新寺１丁目２番18―608号
破産者　菊池　　憲
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第１３号
長野市稲田２丁目16番13号
破産者　髙山　涼子
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
愛知県岡崎市上里２丁目９番地９　ロイヤルＳＡＫＵＲＡＩＩ　202、開始決定時の住所愛知県岡崎市大樹寺３丁目19番地１　フレスト岡崎大樹寺　304
破産者　伊藤　江美
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
愛知県豊田市上挙母２丁目37番地　シャルマン鈴村102号
破産者　菜えんこと　丑木　信弘
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第７０号
愛知県刈谷市泉田町城前141番地１　ジュネス城前Ａ102号
破産者　渡邉　直登
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２８号
鳥取県鳥取市賀露町南４丁目５番６号
破産者　川田　義男
1　決定年月日　平成27年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

免責許可決定

平成２７年（フ）第４０号
佐賀県伊万里市新天町714番地３、前住所佐賀県伊万里市脇田町3410番地　（前々住所）長崎県佐世保市高梨町154番地　サンフォレスト高梨Ⅱ202
破産者　永松利絵子（旧姓下村）
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４１号
佐賀県西松浦郡有田町立部乙178番地１
破産者　池田伊佐夫
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４２号
佐賀県鹿島市大字高津原3491番地　県営西牟田団地１―34号
破産者　林　　政子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４３号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3960番地１
破産者　高野　安行
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４４号
佐賀県伊万里市東山代町大久保3960番地１
破産者　高野　秋子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第４５号
佐賀県伊万里市立花町1604番地43
破産者　石橋　敏子
1　決定年月日　平成27年７月28日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部